

河津町国民健康保険

保健事業実施計画(データヘルス計画)

平成29年2月

静岡県 河津町

第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本方針・・・1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 河津町国民健康保険の現状・・・2

- 1 背景の整理
 - (1)保険者の特性把握
 - (2)過去の取組の考察
 - (3)医療費の状況
- 2 健康課題の把握
 - (1)死亡原因
 - (2)過去5年（H23～H27）のレセプト等の分析

第3章 これからの保健事業の取り組み・・・8

- 1 目的・目標の設定
 - (1)目的
 - (2)短期的目標
 - (3)中長期的目標
- 2 保健事業の実施内容
 - (1)特定健康診査
 - (2)特定保健指導
 - (3)特定保健指導対象者以外の要指導者への保健指導
 - (4)実施者
 - (5)実施場所
 - (6)実施期間
- 3 保健事業実施計画（データヘルス計画）の評価と見直し
- 4 計画の公表・周知
- 5 個人情報保護

第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本方針

1 計画策定の趣旨

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業評価等を行うための基盤整備が進んでいる。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のため事業計画として「データヘルス」の作成・公表・実施・評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされた。

本町においては、これまでもレセプト等や統計資料を活用することにより、特定健康診査等実施計画の策定やその他の保健事業を実施してきたが、今後は、さらなる被保険者の健康保持増進及び疾病予防のため、保有しているデータを活用しながら、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開し、また、これにより医療費の適正化が図られるよう「河津町国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定する。

2 計画の位置づけ

この計画は、特定健康診査の結果、レセプト等のデータを活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画である。

計画の策定にあたっては、保健事業の中核をなす「第二期特定健康診査等実施計画書」（平成25年4月）との整合を図る。

3 計画の期間

計画の期間は、「第二期特定健康診査等実施計画書」との整合を踏まえ、策定後、平成29年度までとする。

第2章 河津町国民健康保険の現状

1 背景の整理

(1) 保険者の特性把握

平成28年4月1日における河津町の人口は、7,543人(対前年117人減)と引続き減少傾向にあるが、65歳以上人口は、2,990人(対前年69人増)で増加している。(高齢化率 39.6%)

○住民基本台帳人口

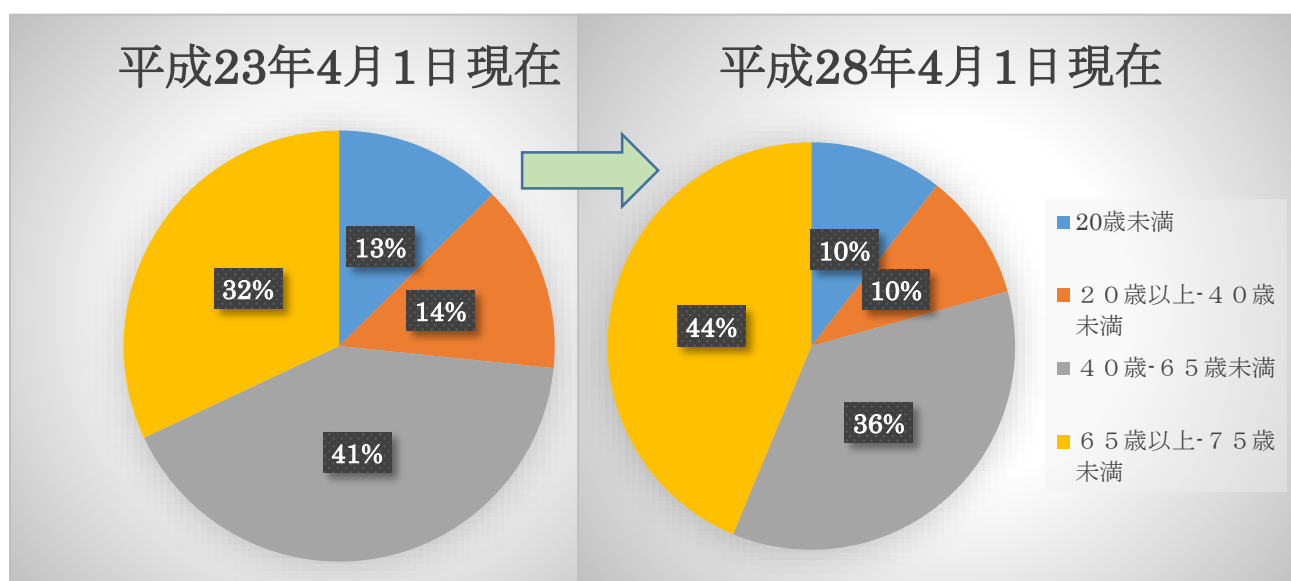
(単位：人・%)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人口	8,102	7,923	7,921	7,784	7,660	7,543
65歳以上	2,681	2,699	2,809	2,876	2,921	2,990
割合	33.1	33.9	35.5	36.9	38.1	39.6

○国保加入者の年齢分類(4月1日時点の5年比較)

町の国民健康保険の加入者数は、5年前と比較して528人の減少で、65歳未満では減少傾向だが、65歳以上-75歳未満では増加しており、全体に占める割合は、32%から44%と高齢者加入率は上昇している。(単位：人)

分類	平成23年	平成28年	比較
20歳未満	399	279	△120
20歳以上-40歳未満	445	267	△178
40歳-65歳未満	1311	940	△371
65歳以上-75歳未満	1,014	1,155	141
計	3,169	2,641	△528



(2) 過去の取組の考察

平成20年度から医療保険者に義務付けられた特定健康診査及び特定保健指導では、40歳から74歳の被保険者に対し、内臓脂肪型肥満に特化した健康診査を行い、生活習慣病の危険因子の数に基づき、必要性の度合いに応じて生活習慣の見直しを目的に保健指導を行っている。

平成20年度から平成24年度を第1期として当該事業を行い、上昇抑制等の一定の成果が出ている。

一人当たりの医療費については、平成23年度には減少したものの、平成24年度からは増加傾向となっている。

平成25年度から平成29年度を第2期として、事業を継続して行い、更に受診率を上げ、より多くの被保険者に対して生活習慣病の予防と早期発見による重症化予防を目指している。

特定保健指導の対象となる者は、腹囲が基準値以上で、血糖・脂質・血圧の追加リスク、喫煙歴及び年齢により対象者と支援方法について階層化される。ここで対象となった者に対して、積極的支援又は動機付け支援による保健指導が行われることとなる。

【特定健康診査等の実施状況】

○特定健康診査

(単位：人・%)

年度	対象者数	受診者数	受診率
23年度	2,112	680	32.2
24年度	2,113	619	29.3
25年度	2,070	700	33.8
26年度	2,048	759	37.1
27年度	1,944	691	35.5

○特定保健指導

(単位：人・%)

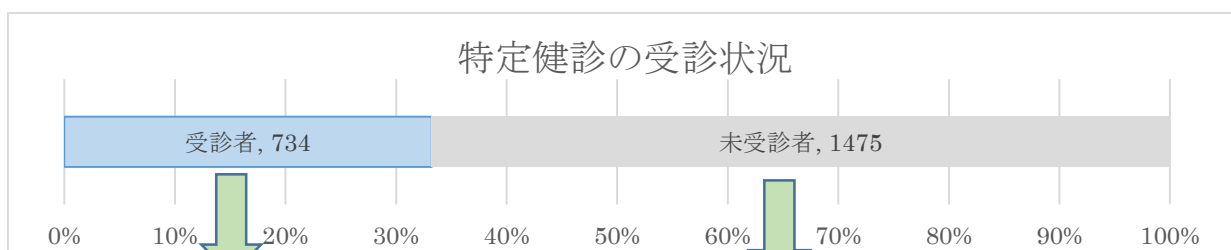
年度	動機付け支援 (40～74歳)				積極的支援 (40～64歳)			
	対象者数	初回面接のみ	実施修了者数	実施率(修了率)	対象者数	初回面接のみ	実施修了者数	実施率(修了率)
23年度	69	14	17	24.6	40	1	1	2.5
24年度	61	26	21	34.4	29	3	2	6.9
25年度	69	14	12	17.4	32	2	0	0
26年度	63	9	7	11.1	28	1	1	3.6
27年度	57	20	15	26.3	25	1	0	0

資料：特定健診等の法定報告

○特定健診受診状況と医科（レセプト）との突合

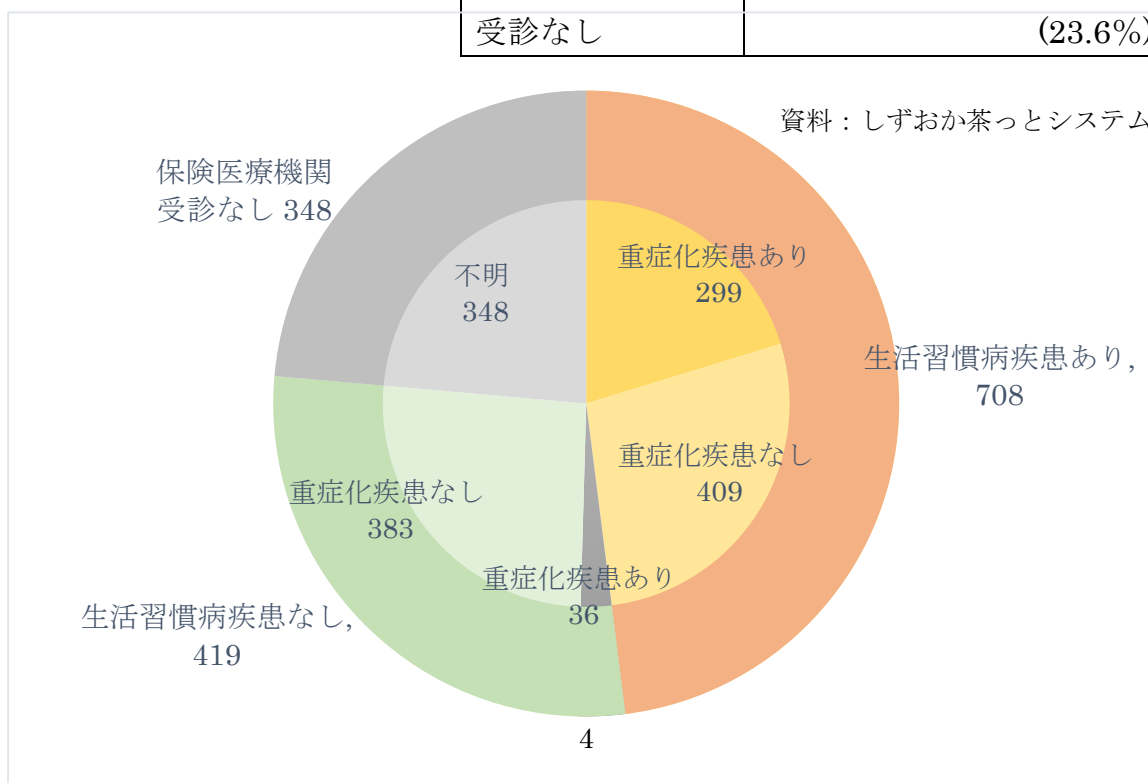
平成27年度の特定健診対象者2,209人(前出の法定報告とは異なる。)を、受診者(734人)と未受診者(1,475人)で分類すると、以下のとおりとなる。

健診受診者のうち、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群；以下「メタボ」）非該当と、未受診者のうち保険医療機関の受診があり、「生活習慣病疾患なし」で「重症化疾患なし」以外の方は、生活改善が期待されるが、未受診者で「医療機関受診なし」の348人の健康状態が懸念される。



メタボ非該当	569人 (77.5%)
メタボ予備群	76人 (10.4%)
メタボ該当	89人 (12.1%)

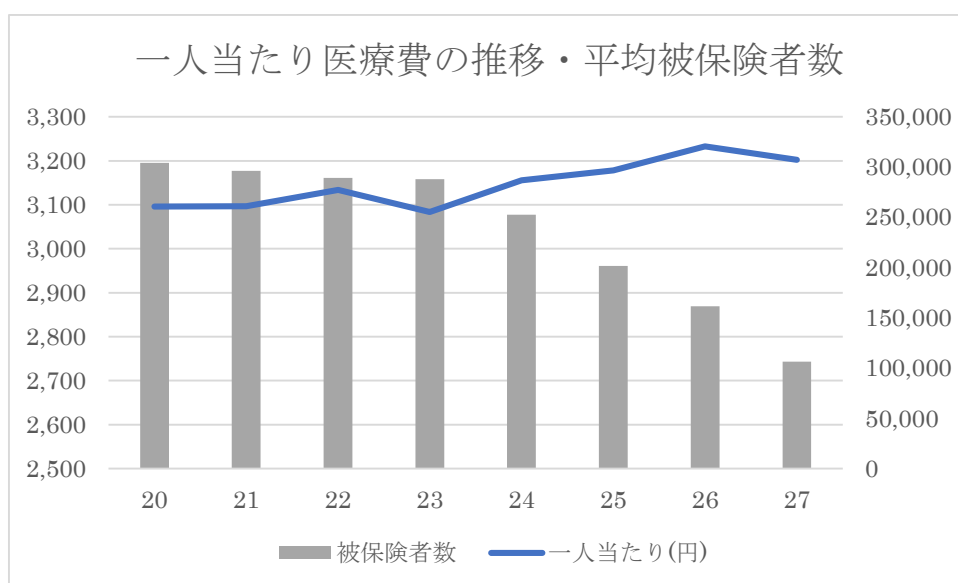
生活習慣病疾患あり 708人	重症化疾患あり	299人 (20.3%)
	重症化疾患なし	409人 (27.7%)
生活習慣病疾患なし 419人	重症化疾患あり	36人 (2.4%)
	重症化疾患なし	383人 (26.0%)
保険医療機関受診なし		348人 (23.6%)



(3) 医療費の状況

平成23年度以降、被保険者数は減少傾向にあるが、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、医療の高額化が見られる。

平成27年度の国保会計の決算では、医療給付費（医療給付・療養・高額療養費の計）は、842,702千円で、年間の平均被保険者数（2,743人）で除した一人当たりの医療給費は、307,219円だった。



年度	平均世帯数	平均被保険者数	医療給付費			
			件数(件)	金額(千円)	一人当たり(円)	一件当たり(円)
20	1,768	3,195	41,251	833,460	260,864	20,205
21	1,720	3,177	42,191	829,405	261,065	19,658
22	1,716	3,161	42,663	876,690	277,346	20,549
23	1,718	3,158	43,975	805,772	255,153	18,323
24	1,684	3,077	43,883	882,571	286,828	20,112
25	1,651	2,961	43,475	878,827	296,801	20,215
26	1,627	2,869	43,037	919,943	320,649	21,376
27	1,591	2,743	40,803	842,702	307,219	20,652

資料：主要な施策の成果

2 健康課題の把握

(1) 死亡原因

日本人の死亡原因は、がんや心臓病、脳疾患の割合が多くなっており、その原因の多くは、生活習慣が関係する『生活習慣病』と考えられている。

『生活習慣病』とは、食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称をいい、生活習慣病には、「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」、「肥満」、「心臓病」、「脳卒中」などがある。

河津町の主な死因別割合は、がん、心臓病、脳疾患が多くなっており、そのうち、心臓病、糖尿病、腎不全は、国・県の平均より高い状況となっている。

○死因の概況

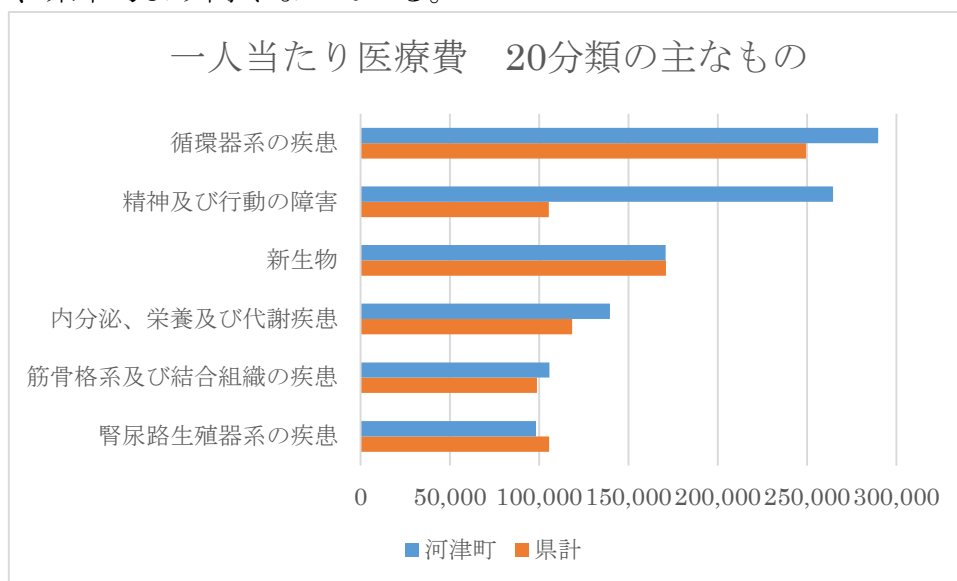
(単位 %)

分類	町	県	国
がん	41.0	47.4	49.0
心臓病	32.1	25.0	26.4
脳疾患	17.9	18.4	15.9
糖尿病	3.8	2.2	1.9
腎不全	3.8	3.5	3.4
自殺	1.4	3.5	3.4

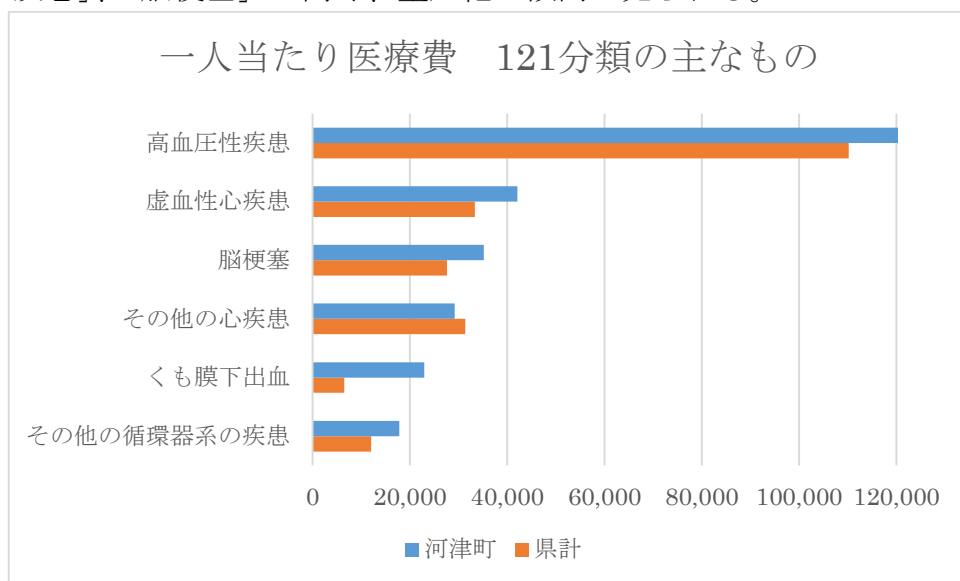
資料：国保データベース

(2) 過去5年（H23～H27）のレセプト等の分析

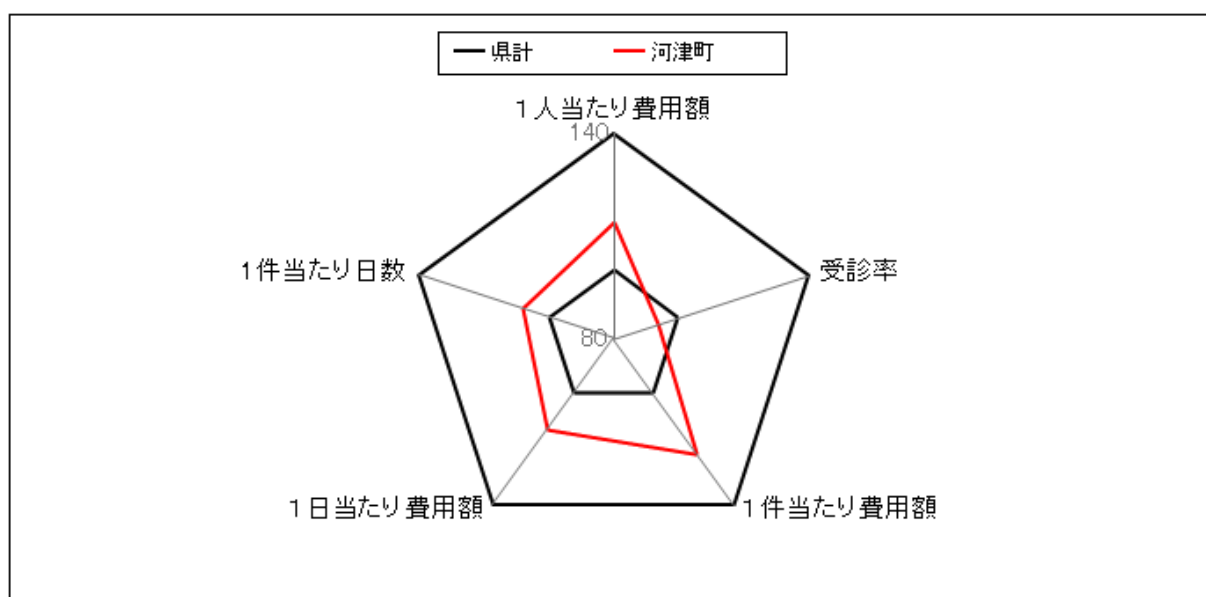
一人当たりの医療費を疾患20分類で分類すると、「循環器系の疾患」や「精神及び行動の障害」、「新生物」、「内分泌、栄養及び代謝疾患」が高くなっており、県平均より高くなっている。



「循環器系の疾患」を細分化した 121 分類では、「高血圧性疾患」や「虚血性心疾患」、「脳梗塞」が高く、重症化の傾向が見られる。



同様に県平均を基準値として町の医療費を比較すると、受診率は低いが一人大当たり、一件当たり費用額は高くなっている。



	1人当たり費用額	受診率	1件当たり費用額	1日当たり費用額	1件当たり日数
県計	1,388,925	7035.02	19,743	15,401	1.28
河津町	1,584,686	6589.98	24,047	17,375	1.38

基準値:県計

平成23年度分～平成27年度分

IR4 レーダーチャート

※数値はレセプト換算数値

資料：しずおか茶っとうシステム

第3章 これからの保健事業の取り組み

1 目的・目標の設定

(1) 目的

健康課題に該当する対象者自身が、身体状況を理解し、生活習慣改善や治療の必要性を認識した上で、生活習慣の改善を自ら選択し、健康寿命の延伸につなげるよう支援する。

(2) 短期的目標

健康課題に対する施策の成果に係る短期的目標値を以下のとおり設定する。

指標・施策	現状 (平成27年度)	目標値 (平成29年度)
特定健診受診率の増加 未受診者への勧奨 かかりつけ医の推進（データ提供） 人間ドック補助制度利用の推奨	35.5 (法定報告)	40%

(3) 中長期的目標

健康課題に対する施策の成果に係る中長期的目標を以下のとおり設定する。

指標・施策	現状 (平成27年度)	目標値 (平成29年度)
特定健診の検査結果のうち、高血圧Ⅱ度以上の人を2割減らす。	5.6% (41名/734名)	4.5%
一人当たり費用額の減少 かかりつけ医の推進 ジェネリック医薬品の利用促進 保健指導修了者の増加	307,219円 (平成27年度決算)	対前年減少

2 保健事業の実施内容

(1) 特定健康診査

「第二期特定健康診査等実施計画書」に基づき実施する。

(2) 特定保健指導

「第二期特定健康診査等実施計画書」に基づき実施する。

(3) 特定保健指導対象者以外の要指導者への保健指導

① 血圧値拡張期160mmHG・収縮期100mmHG以上の者

個別面談にて指導を行い、受診勧奨を実施する。未受診者に対しては、電話連絡し、受診を促す。

② 腎機能糸球体濾過量eGFR55未満（70歳以上は40未満）の者

腎機能の低下が疑われる者に対し、個人面談を実施する。生活習慣、遺伝や既往歴等の確認を行い、必要に応じて栄養指導等を実施する。

eGFR30未満の者については、個人面談に加え、受診勧奨を実施する。

③ ヘモグロビンA1c値6.5以上の者

治療の有無にかかわらず、個人面談を実施する。未治療、治療中断者については受診勧奨、治療中の者については生活習慣・治療の確認を行い、必要に応じて栄養指導等を実施する。

(4) 実施者

(3)の保健指導については、特定保健指導と密接に連携することが必要となることから、特定保健指導と同様に保健福祉課（衛生部門）への執行委任の形態で行う。

(5) 実施場所

河津町保健福祉センターで行い、必要に応じて訪問により保健指導を行う。また、情報提供については、健診結果通知票送付にあわせて情報を提供する。

(6) 実施期間

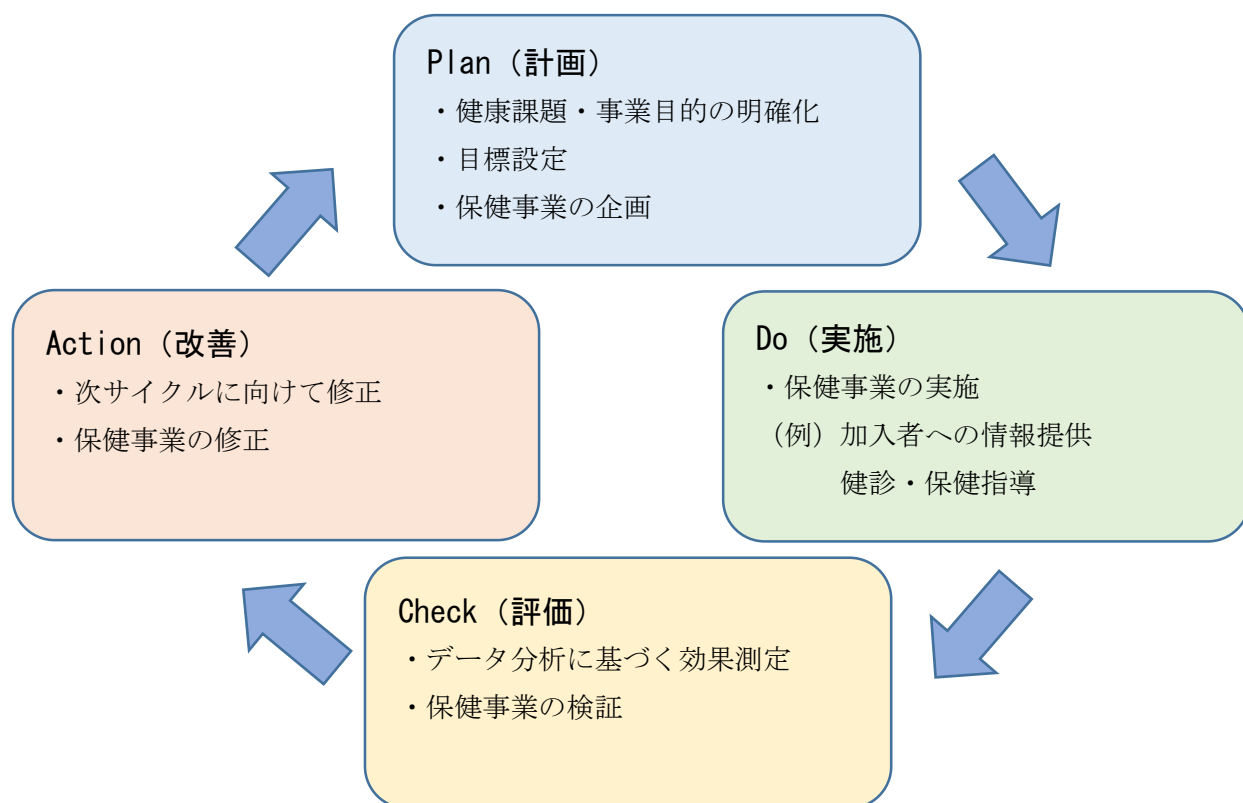
本事業は、特定健康診査・特定保健指導事業と密接に関連していることから、第二期特定健康診査等実施計画の期間と整合性を図るため、平成29年度までとする。

3 保健事業実施計画（データヘルス計画）の評価と見直し

本事業の着実に効果的な実施を図るため、結果について評価し、それに伴い本計画を見直しすることは必要不可欠である。

評価については、平成30年度からの計画の見直しのために、平成29年度に行うものとし、必要に応じて随時評価改善するものとする。

【データヘルス計画における保健事業の概念図(PDCAサイクル)】



4 計画の公表・周知

広報誌や回覧、ホームページ等を活用し、広く周知を図るとともに、常に新しい情報の提供を図る。

5 個人情報の保護

本事業で得られる医療・介護・健康に関する個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン」等を踏まえた対応を行う。被保険者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的・効率的な保健事業を実施する。